

令和6年度LPガスタンクローリ保安対策事業計画書

LPガスタンクローリ事故防止委員会

1. 事業の目的

全国の石油精製工場、輸入基地及び中継基地等のLPガス積込事業所に入構するすべてのLPガスタンクローリ（移動式製造設備及び充てん設備を含む。）について保安関係機材等の整備状態に関して自主点検を実施することによりLPガスタンクローリ所有者（以下「所有者」という。）、タンクローリ運転者（移動監視者）の保安啓蒙を推進し、もってLPガスタンクローリの運行中の事故を未然に防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

2. 実施期間

令和6年8月1日から令和6年9月15日まで

ただし、整備不良等不適合項目があるLPガスタンクローリは、令和6年10月15日までに整備等を行い、基地においてその確認を受けるものとする。

3. LPガスタンクローリ事故防止委員会の組織

LPガス関係団体（日本LPガス協会、一般社団法人全国LPガス協会、一般社団法人日本エルピーガスプラント協会）、公益社団法人全日本トラック協会及びLPガス輸送業者並びに高圧ガス保安協会がLPガスタンクローリ事故防止委員会（事務局：高圧ガス保安協会）を組織し、事業計画の策定、事業の推進及び事務処理にあたる。

4. 対 象

全国で稼働中のすべてのLPガスタンクローリ

5. 実施要領

原則として、所有者自らが実施した自主点検結果を、全国の石油精製工場、輸入基地及び中継基地等のLPガスタンクローリへのLPガス積込事業所（以下「点検結果確認基地」という。）並びにLPガスタンクローリ検査会社（以下「点検結果確認基地等」という。）が、LPガスタンクローリ点検要領（以下「点検要領」という。）において確認する。

なお、所有者自らが自主点検を実施することができない場合には、LPガスタンクローリ検査会社（点検要領別表1参照。）において点検を受けることができる。その結果を点検結果確認基地等において確認するものとする。

(1) 準備

- ① 所有者に対して本事業の趣意書、事業計画書、点検要領等を送付する。
- ② 点検結果確認基地に対して本事業の趣意書、事業計画書、点検要領等を送付する。
- ③ LPガスタンクローリ検査会社(以下「検査会社」という。)に対して本事業の趣意書、事業計画書、点検要領等を送付する。

事業の円滑な実施と成果の充実を期するため、関係行政庁にその指導を依頼するとともに全国の関係団体にその協力方を依頼する。

(2) 点検・確認方法

- ① 所有者は、本委員会の定める「LPガスタンクローリ点検要領」に基づき自主点検を行い、付属の「令和6年度LPガスタンクローリ点検票」(以下「点検票」という。)に必要事項及び点検結果を記入することとする。(ただし、自主点検を実施することが出来ない場合には、LPガスタンクローリ検査会社(以下「検査会社」という。)において点検を受け(検査費用は実費)、点検票に必要事項を記入してもらうこととする。)
- ② 所有者は作成した点検票の写しを自ら保管する(1年間)とともに、点検票原紙は点検結果確認基地又は検査会社(以下「点検結果確認基地等」という。)に提出し、自主点検の結果を確認してもらうこととする。
- ③ 点検結果確認基地等は、点検票を元にLPガスタンクローリの整備状況を確認する。また、必要に応じて実車を目視等により確認する。自主点検の結果が良好であることを確認した場合には、整備済を示すステッカーを交付し、点検票の原紙を受理することとする。
- ④ 確認の結果、不適合項目が確認された場合には、点検結果確認基地等は、ステッカーを交付することなく、「令和6年度LPガスタンクローリ整備確認票」(以下「確認票」という。)を作成し、所有者に交付するとともに点検票を返却することとする。
- ⑤ ④により確認票を交付された所有者は、速やかに不適合と指摘された点検項目の整備を行い、点検票及び確認票を提出し、当該項目について確認を受けることとする。
- ⑥ ⑤により確認票に不適合と記載された項目の全てについて整備の完了を確認した点検結果確認基地等は、ステッカーを交付し、点検票の受理及び確認票の回収を行うこととする。

以上の点検及び点検結果の確認等は令和6年8月1日から令和6年9月15日までの間に行うこととする。ただし、④において不適合項目を指摘され、当該箇所を整備の上その確認を受けるべきものにあつては、令和6年10月15日(特例措置の対象車両については令和6年11月15日)までの間に行うこととする。

- ⑦ 点検結果確認基地等は、事業終了後に別添の令和6年度点検結果確認報告書に必要事項を記入し、受理した点検票及び回収した確認票全てを添付の上、令和6年11月30日までに本委員会(事務局)宛に送付する。

※【実施要領】 参照

6. 特例措置について

- (1) 事業実施期間中（令和6年8月1日から令和6年9月15日まで）に、やむを得ない事情により点検確認を受けられなかったLPガスタンクローリについては、点検結果確認基地において点検確認を受けることができないため、LPガスタンクローリ検査会社において、令和6年10月15日までに点検結果の確認を受けるものとする。なお、この場合の検査会社による点検結果の確認は無料で行う。
- (2) 事業実施期間終了後（令和6年9月16日以降）初めてLPガスの充てんを開始する新容器については、点検の対象外とする。
- (3) 事業実施期間中に容器再検査を受けるLPガスタンクローリについては、自主点検結果を記入した点検票を持参し、容器再検査を受ける再検査所において、再検査と同時に点検確認を受けることができる。合格した場合は、ステッカーを交付する。

7. 事業経費

- 3. による委員会組織団体の分担金による。

以 上

